資料№.２

糸魚川市人権教育・啓発推進計画（概要）

１　計画の趣旨

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、全ての市民が互いの人権を尊重し合う社会を実現するため、現状に即した人権教育及び人権啓発の推進、分野別の人権施策の推進など、市における人権施策を総合的、体系的に推進するための基本的方向を明らかにするために策定する計画です。

２　計画の概要

⑴　計画の性格

市の人権教育と人権啓発の施策を総合的に進めるための指針であり、各分野別施策や計画の基本となるものを体系化。

⑵　計画の構成

第１章　計画の概要
第２章　あらゆる場における人権教育・啓発の推進
　１　家庭における人権啓発の推進
　２　保育園・幼稚園等における人権教育の推進
　３　学校教育における人権教育、同和教育の推進
　４　社会教育における人権教育、同和教育の推進
　５　市民に対する人権啓発の推進
　６　企業・団体等に対する人権啓発の推進
　７　市職員の人権教育・研修の推進
　８　インターネット上での人権侵害を防ぐための人権教育・啓発の推進
第３章　分野別人権施策の推進
　１　女性
　２　子ども・若者
　３　高齢者
　４　障がいのある人
　５　同和問題
　６　外国にルーツがある人
　７　感染症患者等
　８　性的指向・性自認
　９　様々な人権問題
第４章　計画の推進に向けて

⑶　計画の期間

令和９年度から令和 13 年度まで（５年間）

３　推進体制

⑴　庁内推進体制の整備

人権施策に関わりの深い部署からなる庁内委員会を設置し、人権施策の調整及び総合的な推進を図ります。

⑵　関係機関等との連携

関係機関と連携を図るとともに、企業、団体、地域等への支援、相互協力により、情報の共有化、連携による啓発事業の実施など、より効果的な人権施策の推進に努めます。

⑶　計画の進行管理と見直し

人権教育・啓発推進委員会にて、計画の進捗管理を行い、市民一人ひとりの人権意識の向上を目指します。また、おおむね５年ごとに市民意識調査を行い、市民の人権に関する意識の変化の把握に努めます。